

# 文化財保護行政について

甲斐素純

## 一、市町村合併によって、文化財の広域調査を

平成の市町村合併もいよいよ大詰を迎えているが、果して期限内に全国でどれだけの市町村が、合併するのであろうか。国が目標とする数に達するには、なお多くの年月を要すると思われる。筆者の出身地九重町は、玖珠町と二町で玖珠郡を構成し、筑後川の上流玖珠川の沿線最上流部に位置している。地理的（同じ玖珠盆地内）、歴史文化的にも同一の玖珠・九重両町で合併すれば、現人口からいっても三万人以上の「市」になり、これが最もよいケースであると大分県は行政指導している。昭和の大合併では、かつての野上町・東飯田村・南山田村・飯田村（現九重町）と玖珠町・森町・北山田村・八幡村（現玖珠町）の八ヶ町村で大合併しようとする寸前まで進んでいたが、新役場庁舎位置などの点で最終的に決着がつかず、実現しなかった。もし昭和三〇年二月時点で玖珠郡内八ヶ町村が一本になっていたら（玖珠市の誕生か）、今度の市町村合併ではどのようなケースが考えられたのであろうか。現在、日田市・玖珠郡・日田郡内各市町村で構成しているものに、「日田玖珠広域市町村圏事務組合」があり、組合事業として、清掃センター・環境衛生センター・共同葬斎場・老人ホーム・消防本部などを運営している。恐らく、日田市との合併を模索していたものと思われる。

さて、文化財保護行政に関し県下各市町村を見ると、それぞれの立場・方法で活発になされている自治体と、そうでない所との格差が目立つようだ。九重町の文化財保護行政については、かつて筆者が『大分県地方史』第一四八、一四九合併号

(平成五年三月)に、「九重町における文化財行政のあゆみと課題」と題して記してあるので、ご参照していただきたい。九重町教育委員会では、平成五年以降も文化財調査報告書の編集・発刊が続けられ、昨年度までに第二七輯(『大分県二日市洞穴(分析編)』)が発刊されている。また平成二二年四月には、長年の念願であった「九重町歴史資料館」が開館し、年一回一月には「秋の企画展」を開催している。また各年度末には、館の活動状況を記した『九重町歴史資料館年報』(A四判・一六〇二〇ページ)を発刊している。これまでの九重町文化財保護行政では、町内に残る多くの石造文化財(例えば路傍の庚申塔、神社仏閣の鳥居・灯籠、キリシタン墓など)や古民家、神社・仏閣内の仏像・神像や神殿・山門などの古建築、中世城郭としての岐郭城跡、郷土芸能である玖珠神楽、二日市洞穴・都原遺跡・恵良城跡・釘野千軒・栗野遺跡等遺跡埋蔵文化財の発掘調査など、各分野ごとに町内を悉皆調査し、その成果をそれぞれ報告書(古くはB四判、現在はA四判、平均五〇ページ)の形で発表している。そしてそれらの調査結果から、最も古い物・大きい物・歴史的文化的に保護すべき価値ある物を、県指定あるいは町指定文化財として指定・保護してきた。またそれら国・県・町指定文化財の、位置・概要・写真をつけた「九重町の文化財」マップを全戸配布するなど、保護顕彰に務めてきた。

しかしそこには、行政の範囲という一定の制限があるのも確かである。前述したように九重町は、歴史・文化的にも玖珠盆地、つまり玖珠郡一体として現在に至っている。これまで九重町で行ってきた各種調査も、このような意味からすると、町内のみでは全体像がつかめないのも事実である。玖珠町側でも、同一方法・同一視点で調査を行うことによって、より広い視野での分析が可能となる。

筆者ら民間人(文化財調査員や史談会・歴史研究会など、歴史文化関係団体やその会員)も、もっと文化財保護行政に積極的に関わるべきであろう。行政にまかせるだけでなく、どしどし意見を主張し、また協力もする行政との協働体制が求められる。また市町村の行政担当者も、調査依頼の解答など一人で悩まずに、その道の有識者に協力を仰ぐべきであろう(その道々のすぐれた人を知ることは、人脈を築くことが大切)。

## 二、九重町の文化財調査活動

九重町では昭和四七年に、「九重町文化財保護条例」を制定しているが、当初文化財調査員の定数は五名以内であった。しかし、昭和六二年一〇月に条例改正をして、定数を一名以内とした。また当初は町内の国・県指定文化財は、国指定が二件（竜門の滝・九重山のコケモモ群落）と県指定三件（瑞巖寺磨崖仏・九酔溪・玖珠神楽）のみであったが、文化財調査活動が活発化し、町内所在の各種文化財の悉皆調査を行った結果、現在では新たに県指定文化財一件（下辻異形国東塔・宝八幡宮国東塔・宝八幡宮板碑・松木自然石板碑・川上角塔婆・慈雲寺跡庚申塔・滝上六地藏石幢・宝楽・町田楽・相狭間のツクシボダイジュ・大原の境木カシワ）、町指定文化財三三件（天然記念物二二件、有形文化財一六件、史跡二件、有形民俗文化財二件、無形民俗文化財一件）、町選定天然記念物（町指定に準ずる物）一五件を追加指定した。またこれらについて屋外にある物は、指定の標柱や説明板、時として案内板などを設置し、住民の理解に務めている。平成一四年度は町内にある神社・仏閣の古建築調査を、その道の専門家である九州産業大学 佐藤正彦教授に依頼し、本年度その報告書を刊行予定である。刊行後これらの内から、指定に可能な物件をその付属棟木や神宝としての鰐口・神鈴などと共に、追加指定していきたいと考えている。

かつて県の文化課長であった後藤正二氏は、講演会等で文化財の指定物件が多ければ多いほど、その町の文化財行政は進んでいるといった意味のことを、述べられたことがある。各市町村が文化財に恵まれているかどうかは、歴史・地理的条件によっても異なるが、九重町では文化財の調査発掘をし、保護するためそれらを指定して、地域住民にその大切さ、貴重さへの理解を求めている。

### 三、文化財保護行政の理解のためには、まず公開を

神楽や楽杖など郷土芸能である無形民俗文化財は、どの地域でも継承者の高齢化・後継者不足に病んでおり、今の内にビデオ・DVDなどへの映像収録・記録作成が不可欠である。また古文書などはデジタル化・マイクロフィルム化など新技術を導入して、水害・火災・地震などまさかの場合に備えての、記録保存作業が急務である。価値ある文化財としての認識のみが先行して、それ自体を保護することだけを考えているケースがあるようだ。筆者が望むことは、古文書などの場合地域住民の共有財産として、まず「公開」できるようにしてほしいということである。大学教授（先生）や博物館の研究員には無条件に全面公開するが、一般人（肩書きのない者）には公開しない。あるいは条件付きでの公開ですませるといった市町村もあるようだ。無論貴重な文化財ゆえ、原本を直接閲覧・撮影できなくてもいい。通常はマイクロフィルム化した物など、複製製本で充分なのである。

具体的に、筆者が今年五月佐伯市教育委員会で経験したことを記してみたい。同教育委員会では、平成一三・一四年度に国庫補助事業で旧佐伯藩主毛利家遺品の内、武器・鉄砲・染織・漆工・絵画・古文書の調査を行ない、『毛利家資料調査報告書・工芸品・絵画・古文書』を平成一五年三月刊行した。筆者はこれらの内、特に古文書に興味を持っている。前報告書の中には、佐伯藩主五代毛利高久・六代毛利高慶が、豊後森藩主久留島通清の三子と五子から養子に入っており、毛利家遺品中には久留島氏あるいは森藩関係の古文書も多く含まれている。その外、日田・玖珠地方を近世初頭一時期領有・管理した初代毛利高政、あるいは日田藩主二万石小川土佐守関係の古文書も含まれていた。このような意味から、前記刊行物の資料データをもとに当方の希望箇所を明示し正式依頼をして、五月一日佐伯市教育委員会へ出かけた。その際のお話によると、古文書は全てを撮影していいとのこと（部分撮影）、筆者の閲覧希望箇所の一部は拝見できなかった。遺品は現在毛利家の所有ということで、原本の閲覧・撮影に関してはご当主の許可が必要とのことであった（当然のことと理解している）。

筆者がここで主張したいのは、このように調査報告書として資料データを収録し公表（印刷物で刊行）する以上、国庫補助を受けて遺品を調査する段階で、古文書全てを完全撮影してほしかった。前書の「古文書解説」の頁によると、「目録には、通番・表題・年月日・作成・宛先・備考・形態・数量・法量・整理番号のデータを掲載した」（一三〇頁）とある。近世文書にまで法量を示すなど、データは詳細である。また解説には、「保存状態は、概ね良好であったが、前述の如く、京都仙洞御所普請関連や近世初期検地帳を含む比較的まとまった相当数の書冊類に著しい破損があり、また、歴代藩主の「御交代様方御書」についても、多くが湿損のため展開不能であった。」（二二八頁）とある。前述のようにある時期毛利家では、古文書に水害・雨もりなどの湿損があったことがわかる。また過去にも元和三年（一六一七）六月二十五日の二ノ丸火災のように、城中で火災にあい、家として最も貴重な書状類が焼失したケースもあった。毛利家のみならず、資料所有者宅では水害・火災・地震あるいは盗難などで、今後原本が直接被害にあうこともあり得るのである。このような現状を鑑み、前回の調査期間中にも毛利家ご当主の理解を得て、完全記録保存をしてほしかった。またそれらを、できれば複写物として、いつでもどこでも誰でもが利用できる状態にしてほしかった（人権に関わる物など、部分的な未公開資料はあるにしても）。調査希望者が、いちいち原本所有者に連絡しなくても、資料管理あるいは報告書発行母体である佐伯市教育委員会へ正式依頼をすれば、希望データの閲覧あるいは部分的な写真撮影ができるように、毛利家にその対処方法についても基本協議をしておいてほしかった。

以上、率直な意見を述べさせていただいたが、筆者のこの考え方は閲覧する側のかつてな言い分なのであろうか。多くの住民の方々に共有財産として公開し、理解をもらうことが大切であり、それがひいては文化財の保護にもつながる第一歩だと思っ